

## 市街化区域農地の固定資産税等の負担軽減などを求める意見書

地方税法の規定により、市街化区域農地の固定資産税は、宅地並み評価とするものの、一般農地と同様の負担調整措置をすることで、税額の急激な上昇を回避するようにしているところである。しかしながら、現行制度のままでは、今後も税額が上昇していくことになってしまう。

また、市街化区域農地は、固定資産税、都市計画税、相続税などの税負担の増加から、保有コストが上昇し、農業者の経営を圧迫している現状にある。

一方で、市街化区域農地については、食料を供給するという本来の目的のほか、景観形成、環境保全や防災機能など多面的な機能を有しており、快適で成熟した都市環境を担う重要な存在であり、今後とも保全すべきであるという考えもある。

今後は、農地の多面的な機能を認識し、将来にわたって農家が農業経営を継続し、農地が存続できるような取り組みを行う必要があることから、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 市街化区域農地の固定資産税等の負担軽減のため、必要な税制改正を行うこと。
- 2 都市計画関連法の改正を含めた市街化区域農地を保全するための施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年6月28日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
衆・参両院議長

} あて